

(写)

資料2-1

動畜第2581号
平成18年11月21日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田



大阪府シカ保護管理計画（第2期）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画の策定等について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づき、都道府県知事は区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、長期的な観点から当該鳥獣の保護管理に関する計画『特定鳥獣保護管理計画』を定めることができます。

大阪府では、北摂地域で拡大するニホンジカの被害に対処するため、大阪府自然環境保全審議会の答申を経て、平成14年4月1日から5カ年間を計画期間とする現行の大阪府シカ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めてきたところです。

大阪府としては、ニホンジカによる農林業被害が依然として続いていることから、有害鳥獣捕獲の推進や被害防止対策、生息環境の整備などを総合的に引き継いで行うため、平成19年4月1日から5年間を計画期間とする大阪府シカ保護管理計画(第2期)を策定するとともに、同期間ににおける環境大臣が定める捕獲等の数の制限を引き継ぎ緩和するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。